

神戸大学 はとぽっぽ保育所 しおり



国立大学法人 神戸大学
社会福祉法人 はとのさと福社会

2022年5月 改訂

◆ 目次 ◆

はとぽっぽ保育所「運営理念」「保育理念」	3
はとぽっぽ保育所「保育の基本方針」	4
保育所の概要（1） 保育所概要／担当事務部／施設概要・施設内見取り図	5
保育所の概要（2） 休業日／保育日・保育時間／入所資格／保育定員／クラス編成・基本保育料／ 保育料金／保育料の調整／保育料無償化について／一日の流れ／食事・おやつ	7
年間行事予定／健康診断その他検診／嘱託医	10
持ち物	11
入所までの手続きの流れ	12
ご利用にあたってのご案内	14
休所・復所について	17
病気について	18
日常の健康管理／与薬について	20
お子様が怪我をされた場合／補償制度／防犯対策	21
気象警報発表時及び公共交通機関運休時の対応について／災害に備えて	22
交通アクセス	24

◇神戸大学 はとぼっぼ保育所◇

運営理念

神戸大学では、「真摯・自由・協同」の精神の下、男女が対等な構成員として、研究、教育、社会貢献及び大学運営を行うことにより、男女共同参画社会の実現に寄与することを目指しています。

その取り組みの一環として、子どもの発達と保護者が安心できる子育てを支援するため、学内保育施設「神戸大学はとぼっぼ保育所」を設置し、安心・安全な保育を提供します。

保育理念

保育者は、子どもと保護者との信頼関係の中で、以下の理念に則り、保育を行います。

- 思いやりのある豊かな心を育てる
- 自分で考え、自分で行動できる子を育む
- 一人ひとり子どもの個性を大切にする
- 一日の生活を通して、子どもの発達を支援する
- 保護者と子どもへの安心を提供する

保育の基本方針

「心身ともに健康な子」となるよう保育します

- 遊び、食事、睡眠を通して、十分に発育できる身体作りをしていきます。
- 自由に遊びを発展させながら、豊かな想像力と自由度の高い表現力を育み、自分らしさを発揮できるように支援します。
- 「食べることは生きること」と位置づけ、健康な心と身体を作る基本として食育にも取り組んでいきます。

「自分も友だちも大切にできる子」となるよう保育します

- 異なる年齢の子どもが遊びや関わりを通じて、自分を認め、他を認めていく中で、ふれあいを大切に思いやる心を育てます。
- 園外の自然環境の中で、友だちと共に自然や物に触れて、感じて、理解することで、豊かな人間性を育みます。

一人ひとりの個性・発達の過程を的確にとらえて関わります

- 毎日の生活の中で、年齢に応じた見通しをつけていきます。
- 「やらせる」のではなく「やろう」とする気持ちを引き出す環境の中で、自立心と、がんばる力、やりきる力を育てます。
- 子ども一人ひとりを丁寧に受けとめ、自分の思いを伝える場面、じっくり考えられる場面を大切にします。

心安らく、家庭的な雰囲気的环境を作ります

- 子どもたちに「ゆっくりした時間」、「のびのびできる空間」、「豊かな仲間との出会い」の三つの間、心安らく環境を提供します。
- 家庭との連携を大切に、ともに子どもの成長を支え、喜びを分かち合い、明るく安らぎのある環境作りを目指します。
- 保育者は子どもとの信頼関係を基に、一人ひとりに「思いやり」を持って接し受けとめます。

保育所の概要（１）

施設名	神戸大学 はとぽっぽ保育所
設置者	国立大学法人 神戸大学
所在地	〒650-0017 神戸市中央区楠町7丁目5番2号
運 営	社会福祉法人はとのさと福祉会
施設長	浅見 恭子
電 話	078-382-6984（内線6984）
F A X	078-371-0081
メール	hatopoppo-room@soleil.ocn.ne.jp
U R L	http://www.kobe-u.ac.jp/hoiku/

◇担当事務部（相談・苦情等受付窓口）※保育に関するものを除く

《神戸大学医学部総務課職員係》

TEL 078-382-5030

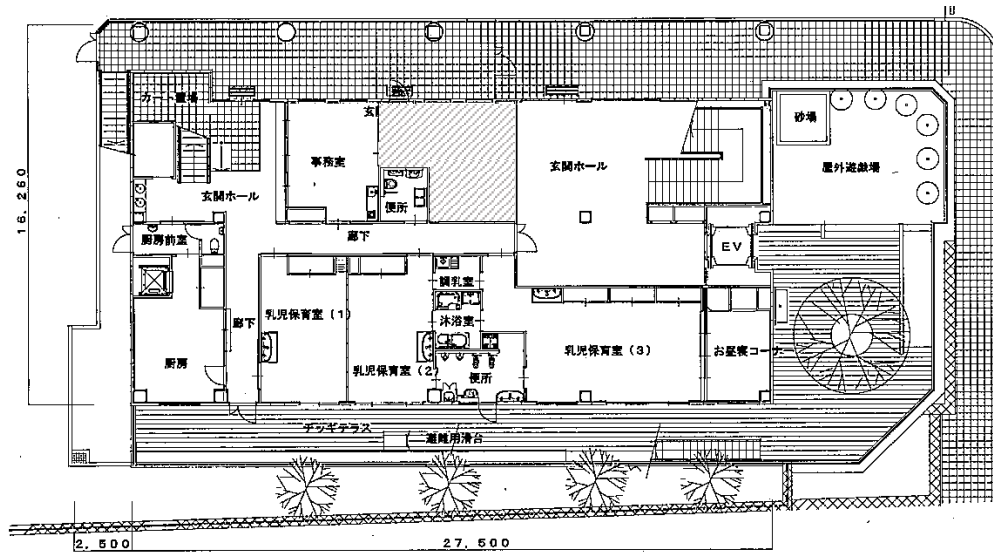
FAX 078-382-5161

E-Mail kususyo9@med.kobe-u.ac.jp

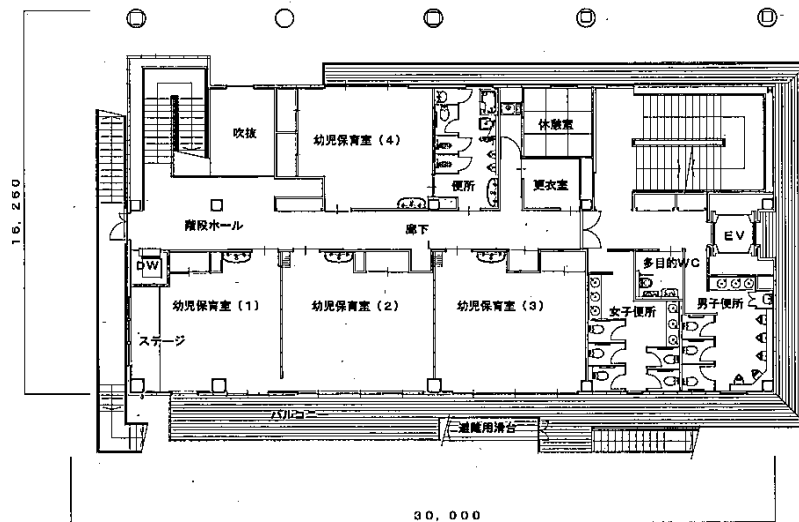
◇施設概要

- 【 構造 】 鉄骨造4階建て1階，2階及び4階の一部
- 【 面積 】 延床面積 496㎡ 遊び場 286㎡
- 【 部屋 】 ・玄関ホール ・乳児保育室1～3 ・幼児保育室1～4
 - ・お昼寝コーナー ・調乳室 ・沐浴室 ・厨房
 - ・事務室 ・休憩室 ・更衣室 ・便所 ・ワゴン収納庫
 - ・倉庫 ・物入 ・屋外遊び場 ・屋上遊び場

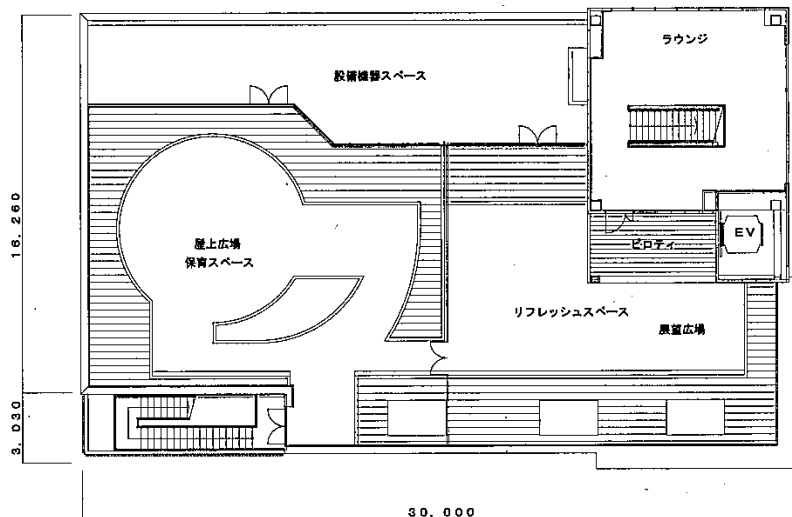
【施設内見取り図】



1階平面図



2階平面図



4階平面図

保育所の概要（２）

◇開所時間 7時～20時

◇休業日 日曜日、12/29～1/3、その他大学が指定する日

◇保育日・保育時間

保育区分	保育時間		備考
基本保育	月曜日～金曜日	8時～18時	祝日、休業日は除く
延長保育	月曜日～金曜日	7時～8時 18時～20時	祝日、休業日は除く
一時保育	月曜日～金曜日	8時～18時	祝日、休業日は除く
休日保育	土曜日・祝日	8時～18時	休業日は除く

◇入所資格

神戸大学に在籍する職員又は学生（以下「職員等」という）が養育する、生後43日目から小学校就学前までの乳幼児とします。

◇保育定員

（単位：人）

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員	9	9	8	8	8	8	50

〔一時保育及び休日保育〕 1日10人

※各クラス定員に達している場合は、ご利用できない場合がございます。

◇クラス編成・基本保育料（乳幼児1人当たり月額）

区分	クラス名	基本保育料 (給食費として月額5,400円を含む)
0歳児	さくら・さくらんぼ	58,500円
1歳児	ちゅうりっぷ	49,500円
2歳児	ばら	
3歳児	ゆり	33,500円
4歳児	あじさい	
5歳児	ひまわり	

※給食費とミルク代は、保育料に含まれます。

※乳幼児の年齢区分は、4月2日現在の年齢を基準とします。

◇保育料金（消費税込み）

〔入所料・延長保育料（乳幼児1人当たり）〕

入所料	延長保育料
20,000円	500円/30分

〔一時保育・休日保育（乳幼児1人当たり）〕

区分	1日当たり 8:00~18:00	午前の半日 8:00~12:00	午後の半日 12:00~18:00
一時保育	5,000円 (給食費270円を含む)	2,000円 (給食費270円を含む)	3,000円
休日保育	5,000円	2,000円	3,000円

◇保育料の調整

- (1) 同じ職員等が養育する乳幼児で、入所する人数が2人の場合は、第二子の保育料を10,500円減じ、3人以上の場合は、第一子の保育料を半額とし、第二子以降はそれぞれ10,500円減じます。
- (2) 休日保育又は一時保育を利用する場合は、休日保育料又は一時保育料をそれぞれご負担していただきます。
- (3) 入所料は、一時保育及び休日保育について徴収いたしません。
- (4) 月の途中の入所又は退所する際の基本保育料は、当該月の実保育日数に基づき、日割り計算とします。

〔兄弟姉妹の保育料調整〕

兄弟姉妹の人数	第一子	第二子	第三子以降
2人	調整なし	10,500円減額	
3人以上	基本保育料の半額	10,500円減額	10,500円減額

◇保育料無償化について

- (1) 令和元年10月1日より幼児教育・保育が無償化となり、認可外施設においては、3～5歳児は月額3.7万円まで、0～2歳児は住民税非課税世帯を対象として月額4.2万円まで、保育料が無償化となります。
- (2) 基本保育料から給食費として月額5,400円を差し引いた部分が、保育料無償化の対象となります。
※基本保育料が33,500円の場合、28,100円が無償化の対象になります。

◇一日の流れ

時間	0歳児	1～2歳児	3歳児	4～5歳児
7:00	順次登所 視診 あそび	順次登所 視診 あそび	順次登所 あそび	順次登所 あそび
8:30		クラス活動	クラス活動	クラス活動
9:30	(おやつ) 睡眠・あそび	おやつ・牛乳	牛乳	牛乳
10:00	離乳食	あそび	あそび	あそび
11:00	あそび	昼食		
11:30			昼食	昼食
12:00	睡眠	お昼寝		
13:00			お昼寝	お昼寝
14:30	めざめ・検温	めざめ・検温	めざめ・検温	めざめ・検温
15:00	(おやつ) あそび	おやつ あそび	おやつ あそび	おやつ あそび
16:00	順次降所	順次降所	順次降所	順次降所
17:00				
18:00	延長保育	延長保育	延長保育	延長保育
18:30	(おにぎり)	おにぎり	おにぎり	おにぎり
20:00	保育終了	保育終了	保育終了	保育終了

※0歳児につきましては、個々の成長に合わせた保育を実施いたします。ミルクの時間も、個々に対応させていただきます。

◇食事・おやつ

- (1) 食事・おやつは、保育施設内の厨房で調理します。
 - (2) 行事などの際、保育所内で子どもと一緒におやつを手作りすることがあります。
 - (3) アレルギーや慢性・先天性疾患などで食事に制限がある場合、予めお申し出ください。
 - (4) ミルク（すこやか）は、保育所でご用意いたします。ただし、アレルギー等の理由で特別なミルクが必要となる場合は、ご用意していただくことがあります。
 - (5) 延長時のおにぎりは、18時30分以降の延長保育の時間のみ、提供いたします。
- ※延長時のおにぎりは有料です。（1回 100円）

〔食事・おやつの時間〕

昼食	11時30分頃
おやつ	9時30分・15時
延長時おにぎり	18時30分

◇年間行事予定

月	行事
4月	新年度の開始
5月	健康診断、クラス懇談会
6月	はみがき指導、尿検査、保育参加
7月	七夕祭り、プール開き、お泊り保育
8月	夏祭り
9月	個別面談
10月	運動会、芋掘り遠足・秋の味覚パーティー
11月	健康診断、秋の遠足
12月	院内コンサート、クリスマス会
1月	もちつき
2月	節分（豆まき）、生活発表会
3月	クラス懇談会、お別れ会、卒園式

月1回	お誕生日会、避難訓練、発育測定
年1回	歯科検診・耳鼻科検診・眼科検診、個別面談
年2回	健康診断、クラス懇談会
年数回	園外保育（幼児クラス）

※年度途中で、新たな行事の計画又は行事を変更する場合があります。
行事によっては対象年齢が異なります。

◇健康診断・歯科検診及びその他検診

- ・健康診断 → 年2回（5月と11月に実施予定）
- ・歯科検診 → 年1回（5月に実施予定）
- ・耳鼻科検診 → 年1回（6月に実施予定）
- ・眼科検診 → 年1回（6月に実施予定）

◇嘱託医 神戸大学医学部附属病院医師及び歯科医師

◇持ち物

品名	0歳児	1歳児	2歳児	3～5歳児
着替え	※	※	※	※
パンツ	◎	◎		
おむつかバー	3～5	3	※	
食食用エプロン	3	3		
ガーゼハンカチ	3			
口拭きタオル	3	3	2	
よだれかけ	※	※		
庭用靴	◎	1	1	1
バスタオル（夏季）	1	1	1	1
毛布・肌布団（冬季）	1	1	1	1

※は、必要に応じてお持ちください。

◎は、保育所からの指示があってからお持ちください。

- ・おむつはレンタル布おむつの利用となり、別途料金をご負担いただきます。（1枚27円）
- ・0歳児から、入所時にカラーキャップを購入していただきます。
- ・一時保育及び休日保育のみご登録されているお子様につきましては、紙おむつ、おしり拭きは必要に応じてお持ちください。毛布と肌布団は必要ございません。

〔エプロンについて〕

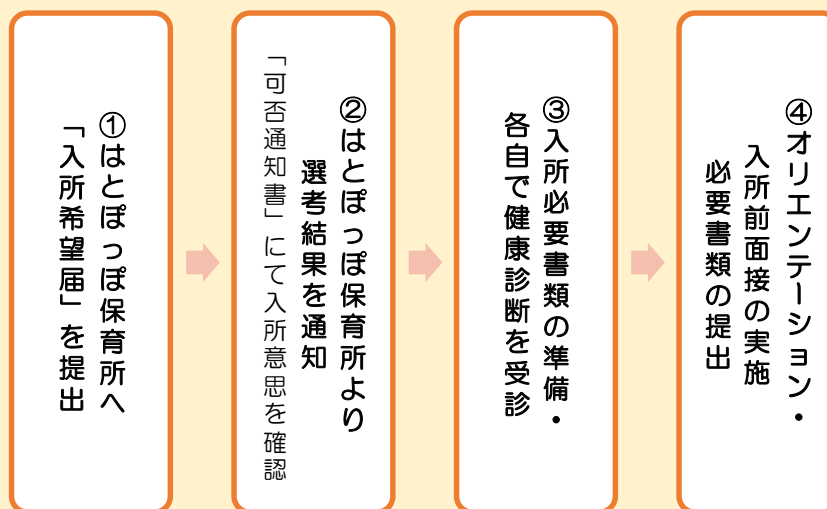
お子様が自分でエプロンを装着できるように、ハンドタオルを利用して各自でお作りいただきます。（作り方は別途ご案内します）

★すべての持ち物には、必ず名前をご記入ください。

◇入所までの手続きの流れ

【基本保育】

〔入所予定日が決まったら〕



※保育所への提出書類

- ・ 児童票
- ・ 健康診断書（または母子手帳コピー）
- ・ 緊急時対応票
- ・ 個人情報使用承諾書
- ・ 利用予定表（毎月提出）

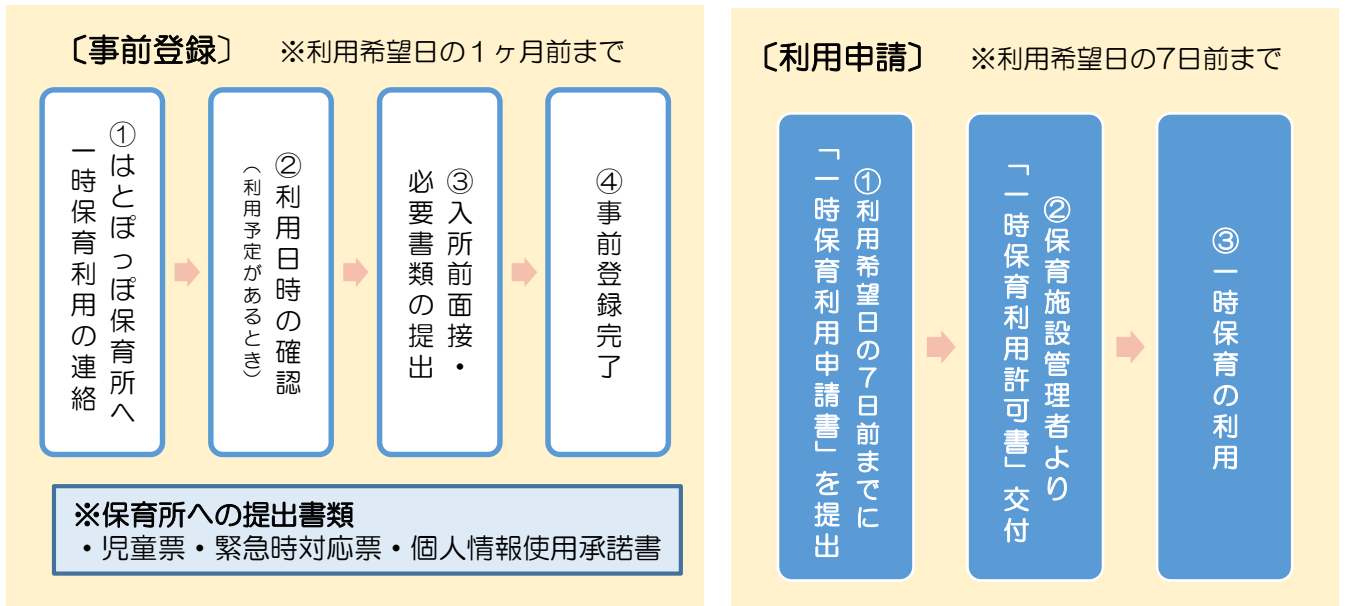
〔入所日が確定したら〕



※書類の提出は、いずれも休業日、土曜日、祝日を除く開所日のみ受付します。
（提出期限が休業日等に当たる場合は、その日の直前の休業日等でない日までにご提出ください。）

【一時保育】

平日（月曜日～金曜日）の保育を一時利用する場合（基本保育利用児以外）



【休日保育】

土曜日、祝日の保育を利用する場合（基本保育利用児・基本保育利用児以外）



※休日保育登録にかかる必要書類の提出と面接は、基本保育を利用されていない乳幼児が対象です。基本保育利用児については、一部書類及び面談を省略する場合があります。

※一時保育と休日保育はそれぞれ登録が必要ですが、重複する書類の提出及び面接については省略する場合があります。

※書類の提出は、いずれも休業日、土曜日、祝日を除く開所日のみ受付します。
(提出期限が休業日等に当たる場合は、その日の直前の休業日等でない日までにご提出ください。)

◇ご利用にあたってのご案内 ※必ずご確認ください。

【共通事項】

1. 朝は9時30分までの登所を心掛けるよう、お願いいたします。
2. 利用予定時間の変更（超過・短縮）について
勤務の都合で、予定時刻よりお迎えが遅くなる場合は、必ずご連絡ください。
可能な限り、予め計画を立てて利用予定をご提出ください。
3. 登降所について
 - (1)送迎は、原則として保護者の方とします。保護者以外の方がお迎えに来られる場合は、事前にご連絡をお願いします。
 - (2)玄関及び門は、防犯上、常時施錠しています。保育者がインターホンにてお名前を伺いますので、お応えください。
4. 登所のとき
 - (1)お子様の健康状態などで気になることがあれば、お伝えください。
 - (2)お子様を側から離さずに、支度はお子様と一緒に行ってください。また、できる範囲で身の回りのことはなるべく自分でするように促してください。
 - (3)連絡ノート等は、所定の場所に置いてください。
 - (4)食べ物やおもちゃ、お金を持ってこないようご注意ください。
5. 降所のとき
 - (1)ロッカー内（衣類の補充等）を確認してください。
 - (2)帰り支度もできる範囲でなるべくお子様が自分でするように促し、できない所を手伝ってあげてください。
 - (3)連絡ノート等は、所定の場所からお持ち帰りください。
 - (4)掲示板やその他の連絡事項は、必ずご確認ください。
 - (5)玄関を出られるときは、お子様と一緒にお願いします。
6. ご連絡が必要な場合
 - (1)病気等で欠席・早退・遅刻等がある場合や、仕事の都合等で延長せざるを得ない場合は、必ず保育所にご連絡ください。
 - (2)欠席する場合は、必ず午前8時30分までにご連絡ください。
体調不良による欠席は、お子様の症状（発熱・発疹・下痢等）についてもお知らせください。
 - (3)勤務先（所属）又は住所等に変更があったときは、必ず保育所にお知らせください。

【基本保育】

1. 利用予定について
毎月「保育所利用予定表」を、前月20日までに必ずご提出ください。
2. 利用予定日の変更（追加・キャンセル）について
利用予定表を提出後、勤務変更等やむを得ない事情により利用日の変更が必要になった場合は、速やかに保育所にご連絡ください。
※休業日、土曜日、祝日は、ご連絡の受付ができません。
3. 慣らし保育について
お子様が保育所の生活に徐々に慣れるよう、慣らし保育を行います。（最長2週間）
お子様一人ひとりに合わせ、1日の保育時間及び慣らし保育の期間を調整します。
4. 健康診断について
入所前の保育所が指定する期間に、各自で健康診断の受診をお願いします。
入所後は、健康診断を年2回、歯科検診及びその他の検診を年1回実施します。
（健康診断については、P9をご参照ください）
5. ご家庭との連携
 - (1) 保育所からのお知らせ
 - ① 保育所だより…行事、保育の内容
 - ② 給食献立表
 - ③ 発育測定結果
※毎月の身長・体重の変化は、連絡ノートに記入してお知らせします。
 - (2) 連絡帳
保育所での一日の様子を記入しますので、ご家庭での様子もご記入ください。
 - ① 0～2歳児クラス
食事・睡眠・排泄などの基本的な生活習慣を中心に、保育所での様子を記入します。
 - ② 3～5歳児クラス
一日の活動を中心に、保育所での様子を記入します。
 - (3) 保育状況のお知らせ
個別面談・クラス懇談会を実施します。その他、ご意見・ご要望がございましたら、担当保育者にご相談ください。
6. 緊急時の連絡について
お子様の急な病気や怪我の場合、及び災害時にご連絡します。
 - (1) 入所時に「児童票」にご記入いただいた緊急連絡先へご連絡します。
 - (2) 急な怪我や病気につきましては、保護者の方への連絡後、直接神戸大学医学部附属病院にて受診する場合があります。
 - (3) 出張等で連絡先が普段と異なる場合は、登所時にお知らせください。

【一時保育】

1. 登録について

一時保育の利用は、事前の登録が必要です。

登録は、利用希望日の1ヶ月前（休業日、土曜日、祝日を除く）までに必要書類を保育所に提出し、入所前面接をお済ませください。登録がお済みでない場合、一時保育を利用することはできません。

2. 利用予約について

原則、利用希望日の7日前（休業日、土曜日、祝日を除く）までに『一時保育利用申請書』を保育所にご提出ください。

なお、緊急の場合のみお電話で受け付けしますが、この場合は、速やかに書類をご提出ください。 ※電話受付時間 8:00～18:00

※同月内の利用期間は、原則5日以内となります。

※お申込時に定員に達している場合や、行事等がある場合は、ご予約を受付できないことがあります。

2. 食事について

昼食とおやつは、保育所で提供いたします。（P8をご参照ください）

ただし、アレルギーや慢性・先天性疾患などで食事に制限がある場合は、食事をご持参いただくことがあります。

なお、午後の半日のみご利用の場合は、昼食を済ませてお越しくください。

【休日保育】

1. 登録について

休日保育の利用は、事前の登録が必要です。

登録は、利用希望日の1ヶ月前（休業日、土曜日、祝日を除く）までに『休日保育利用登録票』等の必要書類を保育所に提出し、入所前面接をお済ませください。登録がお済みでない場合、休日保育を利用することはできません。

2. 利用予約について

原則、利用希望日の7日前（休業日、土曜日、祝日を除く）までに『休日保育利用申請書』を保育所にご提出ください。

なお、緊急の場合のみお電話で受け付けしますが、この場合は、速やかに書類をご提出ください。 ※電話受付時間 8:00～18:00

※お申込時に定員に達している場合や、行事等がある場合は、ご予約を受付できないことがあります。

3. 食事について

昼食は、各自ご持参ください。冷蔵庫・電子レンジは対応可能です。

飲み物については、保育所でご用意いたします。（はぶ茶・白湯）

なお、午後の半日のみご利用の場合は、昼食を済ませてお越しくください。

◇休所について

休所とは、入所を許可された基本保育の入所児が、1ヶ月以上連続して休所する場合をいいます。

- (1) 休所の理由が、入所児の病気又は怪我による場合
 - ① 1ヶ月以上3ヶ月以内の期間において休所を許可します。
 - ② 休所が3ヶ月を超える場合には、原則として退所扱いとなります。
 - ③ 『保育施設休所届』の提出は、随時受け付けます。ただし、休所届を提出する際は診断書を添付し、保育施設管理者がやむを得ないと判断したときに限り、休所を許可します。
 - ④ 原則として、同一年度内の再休所は認めませんが、保育施設管理者がやむを得ないと判断するときに限り、同一年度内に一度のみ、再休所を認めることがあります。
- (2) 休所の理由が、保護者等の出産による場合
 - ① 1ヶ月以上3ヶ月以内の期間において休所を許可します。
 - ② 休所が3ヶ月を超える場合には、原則として退所扱いとなります。
 - ③ 『保育施設休所届』は、産前休暇開始日の10日前（休業日、土曜日、祝日を除く）までに提出してください。ただし、休所届を提出する際は出産予定日が確認できる書類（母子手帳の写しなど）を添付し、保育施設管理者がやむを得ないと判断したときに限り休所を許可します。
- (3) 上記以外の理由による休所を希望する場合、保育施設管理者がやむを得ないと判断するときに限り、年度内に一度1ヶ月の期間のみ、休所を許可します。

◇復所について

休所児の復所を希望する場合は、復所しようとする日の7日前（休業日、土曜日、祝日を除く）までに『保育施設復所届』を提出してください。

- (1) 入所児の病気又は怪我を理由に休所していた場合、復所可能であることがわかる診断書を添付してください。
- (2) 保護者等の出産を理由に休所していた場合、出産日が確認できる書類（母子手帳の写しなど）を添付してください。

◇休所に伴う保育料の調整について

- (1) 1ヶ月のうち、保育を行った日がある場合（月の途中での休所又は復所）
該当月の保育料は日割り計算をし、実際の保育日数分についてのみ徴収します。
- (2) 1ヶ月の間、一度も保育を行わなかった場合
該当月の保育料は、通常の基本保育料の半額とします。
- (3) 兄弟姉妹がいる場合の取り扱いについて
 - ① 休所児の兄弟姉妹が通所している場合、兄弟姉妹の保育料は保育料割引を継続して適用します。
 - ② 休所児の兄弟姉妹も同時に休所している場合、それぞれ休所児の保育料は、上記(1)(2)いずれかの保育料調整をします。

◇病気について

下記の場合は、原則としてお子様をお預かりできません。

- 発熱 38℃以上（平熱によっては38℃以下の場合があります）
- ひどい下痢、嘔吐の症状があるとき
- 下表に該当する感染症に罹患した場合、出席停止になります。

※登所する際は、感染症の種類によって、医師に記入いただく「意見書」の提出または保護者の方が記入した「登所届」のいずれかの書類提出が必要です。

〔保育所における感染症による登所基準〕

医師による『意見書』が必要となる感染症		
種別	対象疾病	登所の基準
第一種の感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・エボラ出血熱・クリミア ・コンゴ出血熱・痘そう・南米出血熱 ・ペスト・マールブルグ病・ラッサ熱 ・急性灰白髄炎・シフテリア ・重症急性呼吸器症候群 （病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る） ・中東呼吸器症候群 （病原体がMERSコロナウィルスであるものに限る） ・特定鳥インフルエンザ （感染症法第6条第3項第6号に規定するもの） ・新型インフルエンザ等感染症（同条第7項） ・指定感染症（同条第8項） ・新感染症（同条第9項） 	治癒した後
第二種の感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ （特定鳥インフルエンザ・新型インフルエンザを除く） 	発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過した後
	<ul style="list-style-type: none"> ・百日咳 	特有の咳が消失した後、又は5日間の適正な抗菌薬療法が終了した後
	<ul style="list-style-type: none"> ・麻疹（はしか） 	解熱後3日を経過した後
	<ul style="list-style-type: none"> ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好となった後
	<ul style="list-style-type: none"> ・風しん 	発疹が消失した後
	<ul style="list-style-type: none"> ・水痘（水ぼうそう） 	すべての発疹がかさぶたになった後
	<ul style="list-style-type: none"> ・咽頭結膜炎（プール熱） 	主要症状が消退後2日を経過した後
	<ul style="list-style-type: none"> ・結核 ・髄膜炎菌性髄膜炎 	医師により感染のおそれがないと認められた後
第三種	<ul style="list-style-type: none"> ・コレラ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症（O-157等） ・腸チフス・パラチフス ・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎 	医師により感染のおそれがないと認められた後
	その他の感染症	主要症状が消退し、医師により感染のおそれがないと認められた後

〔保育所における感染症による登所基準〕

保護者による『登所届』が必要となる感染症	
対象疾病	登所の基準
・溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療後24時間を経過し、全身状態が良好であること
・マイコプラズマ肺炎	発熱、咳などの症状が改善し、全身状態が良好であること
・手足口病	発熱、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れること
・伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良好であること
・ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス感染症・ロタウイルス感染症）	嘔吐、下痢などの症状が消失して、普段の食事が摂れること
・ヘルパンギーナ	発熱、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れること
・RSウイルス感染症	主要症状が消失し、全身状態が良好であること
・帯状疱疹	すべての発疹がかさぶたになった後
・突発性発疹	解熱し、全身状態が良好であること
・B型肝炎	急性肝炎の極期を過ぎていること

※上記に記載のないその他指定感染症（COVID-19等）については、医師及び保健所等の指示に従って登所してください。

○『意見書』及び『登所届』の各用紙は、保育所にご用意しています。

○登所しても、まだ感染のおそれがあると判断した場合、又は登所する前に入院治療した場合、治療した旨の医師の診断書を提出していただくことがあります。

※出席停止期間の算定について

- ・日数の数え方は、その現象（発熱・解熱等）がみられた日は期間に算定せず、その翌日を1日とします。
- ・例えば、インフルエンザにおいて「発症した後5日」という時の「発症」とは、一般的に「発熱」のことを指します。したがって、日数の数え方は、発症した日（発熱した日）は含まず、その翌日から1日目と数えます。
- ・「発熱」がなくインフルエンザと診断された場合は、インフルエンザの何らかの症状がみられた日を「発症」した日と考えて判断します。

※お子様の健康管理のために

- 体は常に清潔にしましょう。
- 薄着を心掛けましょう。
- 早寝・早起き・朝食の習慣を身に付けましょう。
- 乳幼児は動きが活発です。身体に合わない服装や靴は、動きを妨げ、怪我の原因となります。

◇日常の健康管理

1. こんなときはお知らせください。

○朝起きていつもと違うとき ・食事が進まない ・熱っぽい ・元気がない ・嘔吐した ・下痢をしている	○夜の咳がひどい ○発熱があった ○病院を受診した、薬を服用している ○その他、気になる症状がみられるとき ○家庭、近隣で感染症が発生しているとき
---	---

2. こんなときはお知らせします。

○熱が出たとき（38℃以上）※平熱によっては38℃以下の場合があります。 ○ひどい下痢や嘔吐があるとき ○怪我をしたとき ※症状によっては、お迎えをお願いする場合があります。 ○感染症のおそれがある症状がみられたとき

◇与薬について

原則として、保育所では与薬しません。

ただし、やむを得ない場合は、薬の提出とあわせて『与薬依頼書』と『薬剤情報提供書』（お薬手帳など）を揃えてご提出されたときに限り、保育所で与薬します。その場合は、以下の事項を遵守してください。

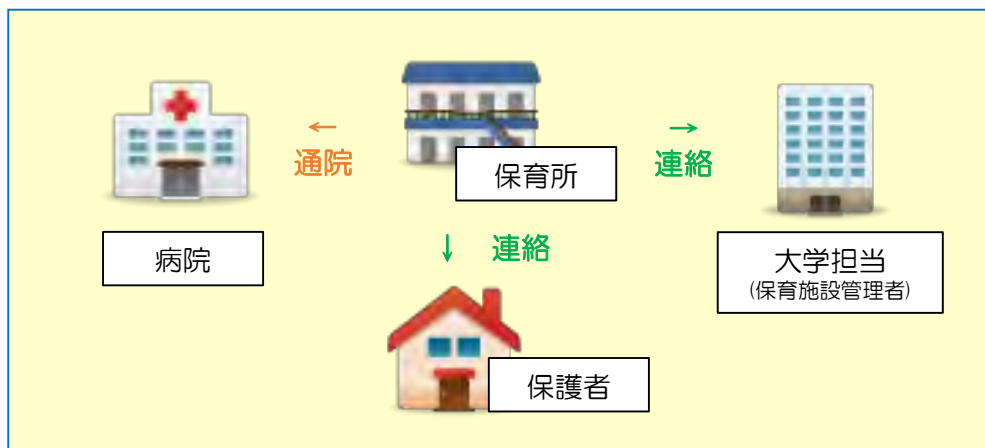
1. 医師・薬剤師に相談して与薬時間が調整できる場合、登所前にご自宅で投与してください。
2. 病院の処方による薬で、今までに投与したことがあり、異常がないと確認済みの定期処方薬についてのみ、お預かりいたします。
（受診後に直接登所した場合、保護者の方に最初の投薬をしていただき、15分程度様子をみていただきます）
3. 解熱剤や頓服などの臨時処方薬、市販薬、前回の処方薬は、経口薬、坐薬、塗り薬などを問わず投与できません。
4. 必ず『与薬依頼書』に必要事項を記入いただき、保育者又は看護師に直接手渡しの上、<薬の名前><何に効くのか><与薬時間><服用できなかった場合の対応（吐き出しなど）><与薬に関する注意事項>をお知らせください。
5. 薬の袋又は容器には、目立つ場所に名前を書いてください。
6. 経口薬は、1回分ずつ分けてください。（水薬も1回分を取り分けてお預かりします）
7. 与薬依頼があるときは、出来るだけ事前にお知らせください。

【与薬時の持ち物】

- ・与薬依頼書（保育所にご用意しています）
- ・薬剤情報提供書（お薬手帳など）
※お子様の名前、薬剤名、作用、副作用、処方日がわかるもの
- ・薬（1回分）
- ・ミニタオル、ビニール袋（塗り薬の時、清拭時に使用します）

◇お子様が怪我をされた場合

万一保育中にお子様が怪我をされた場合、怪我の度合いにより保護者の方にご連絡の上、保育者が引率して神戸大学医学部附属病院を受診いたします。



◇補償制度について

お子様の怪我等には十分注意して保育にあたりますが、万一の怪我や、設備・備品・個人の持ち物を壊してしまったような場合は、社会福祉法人はとのさと福祉会が加入している総合補償制度により補償をさせていただきます。

【賠償保険】

対人	1名	2億円
	1事故	5億円
対物	1事故	200万円

【傷害保険】

死亡・後遺障害	118万円
入院日額	1,600円
通院日額	1,000円

◇防犯対策について

- 玄関及び門は、防犯上、常時施錠しており、保育者がインターホンで来訪者のお名前を確認して、解錠します。
- 侵入者があったときの訓練を定期的を実施いたします。
- 散歩の際には、職員が防犯ブザー及びPHSを携帯しています。

◇気象警報発表時及び公共交通機関運休時の対応について

1. 気象庁による「警報」及び「特別警報」が発表された場合 (暴風・大雨・洪水・高潮・波浪・大雪等)

- (1) 警報時も、原則として開所します。(特別警報を除く)
- (2) 保育所職員の出勤不能など受入側の問題によって開所できないときは、メールにて保護者の方へご連絡いたします。
- (3) 気象庁より特別警報が発表されたときは、臨時休所する場合があります。
- (4) 保育時間中に気象庁より警報が発表され、保育を中止せざるを得ないと判断したときは、メールにて保護者の方へご連絡しますので、可能な限りお子様のお迎えをお願いします。
- (5) 保育時間中に気象庁より特別警報が発表されたときは、屋外の移動がかえって危険を及ぼす状況になるおそれがあるため、保育所内の安全な場所で待機し、お子様の安全確保を優先した対応を取ります。この場合の降所については、安全確保が見込める場合に限り、お迎えをお願いします。

2. 公共交通機関が運休する場合

- (1) 午前6時の時点でJR西日本(神戸線・山陽本線)、阪急電鉄、阪神電鉄、山陽電鉄、神戸市営地下鉄(以下「JR西日本等」という)の全ての交通機関が同時に運休したときは臨時休所としますが、いずれかの交通機関が運行しているときは休所としません。
- (2) JR西日本等の運休が、午前11時まで解除されたときは、保育を行います。その際は、保育開始時間をメールにてご連絡いたします。

◇災害に備えて

1. 一時避難場所及び広域避難場所について

- (1) 一時避難場所
 - ・はとぼっぼ保育所
 - ・神戸大学医学部附属病院外来診療棟玄関ホール
- (2) 広域避難場所
 - ・大倉山公園
 - ・湊翔楠中学校

2. 避難情報が発令された場合(対象区域が警戒レベル3以上)

- (1) 保育時間外(閉所時)の避難情報の発令
避難情報が解除されるまで閉所となりますので、登所はお控えください。
- (2) 保育時間中の避難情報の発令
 - ・警戒レベル3の段階では、可能な限りお早めのお迎えをお願いします。なお、電話回線の混雑が予想されるため、保育所から電話連絡はいたしません。
 - ・警戒レベル4以上の段階では、避難場所又は避難所へ避難します。ただし、屋外の移動がかえって危険であると判断するときは、保育所施設内の安全な場所で待機します。

3. 大地震が発生した場合

(1)地震発生時

お子様を保育所施設内の安全な場所に避難させます。また、負傷者が発生した場合は応急処置を行い、怪我の状況により必要に応じて医療機関へ搬送します。

(2)地震発生後

乳幼児を大勢連れ出すことはかえって危険なため、可能な限り保育所内に留まります。ただし、保育所内に留まることが危険と判断するときは、指定した一時避難場所・広域避難場所、又は避難所へ避難します。

(3)避難する際は、保育所の出入口に避難場所を掲示いたします。

(4)お迎えの際、名簿確認の上お子様を引き渡しますので、無断で連れ帰らないようご注意ください。また、混乱を避けるため、お迎えに来られた方の身分証明書の提示をお願いすることがあります。

4. 災害用伝言ダイヤルの活用

お子様の引き渡し場所を明確にするため、次の場合には、災害用伝言ダイヤルを活用しますので、ご自宅又は保育所の電話番号でメッセージをご確認ください。

- ・保育所から避難した時は、保育所の電話番号
- ・お子様が医療機関へ搬送された時は、ご自宅の電話番号

(1)災害用伝言ダイヤルの使用方法（メッセージの確認方法）

ダイヤル	ガイダンス
171	こちらは、災害用伝言ダイヤルセンターです。 録音される方は「1」、再生される方は「2」、暗証番号を利用する録音は「3」、暗証番号を利用する再生は「4」をダイヤルしてください。
2+電話番号	被災地の方はご自宅の電話番号、または、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。被災地域以外の方は、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。 ※はとぽっぽ保育所 078-382-6984
1# (再生開始)	新しい伝言からお伝えします。伝言を繰返す時は、数字の8の後#(シャープ)を、次の伝言に移る時は、数字の9の後#(シャープ)を押して下さい。

(2)災害用伝言ダイヤルの伝言例

①保育所の電話番号にメッセージを録音した場合

「こちらは、はとぽっぽ保育所です。お子様は〇〇(避難場所)へ避難しましたので、お迎えは避難所までお願いいたします。」

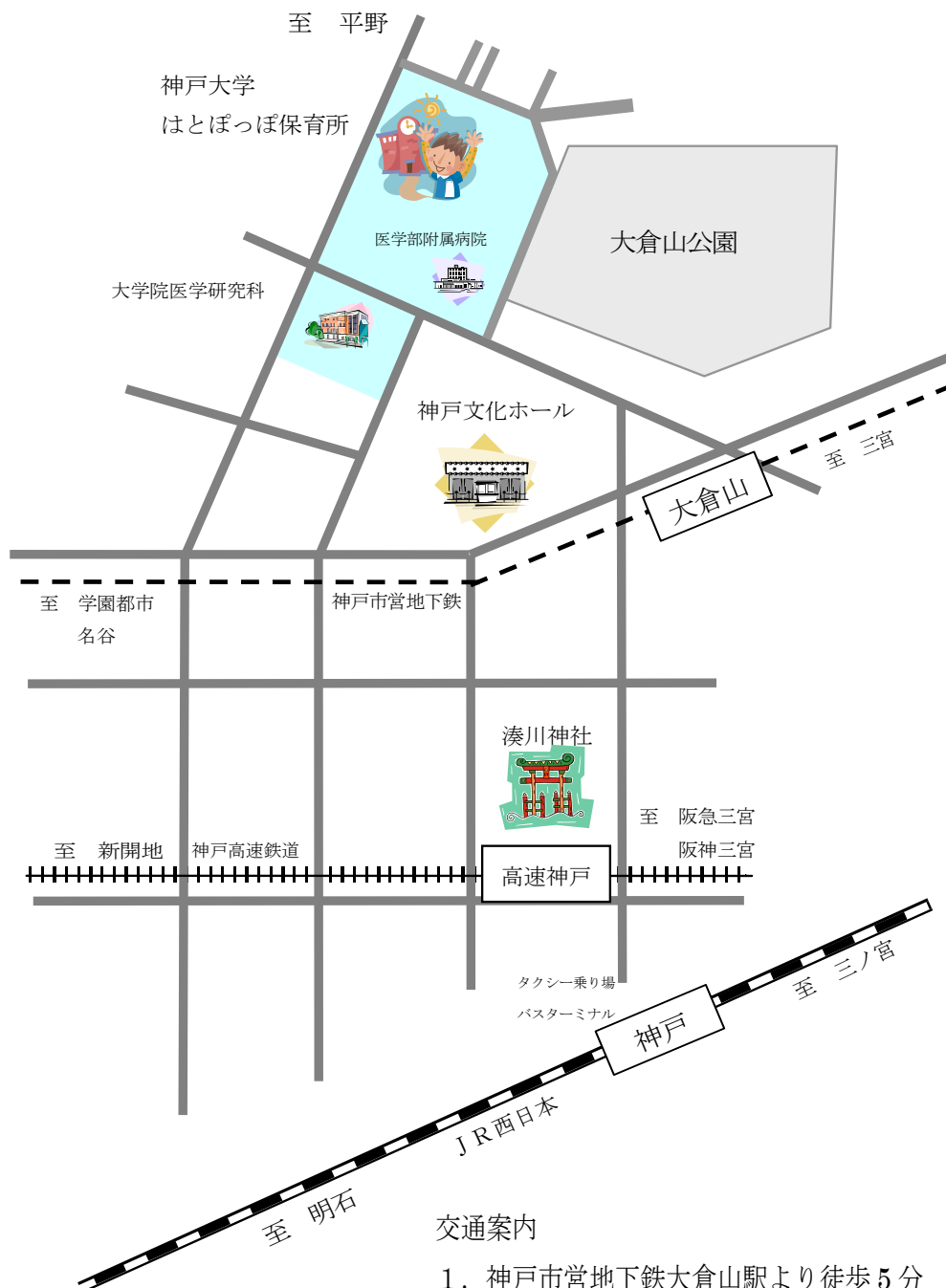
②ご自宅の電話番号にメッセージを録音した場合

「こちらは、はとぽっぽ保育所です。△△くん/ちゃんは、□□(医療機関名)へ搬送されましたので、搬送先へ直行してください。」

*災害用伝言ダイヤルは、公衆電話及び一般電話からお掛けください。

*携帯電話・PHSからも確認できます。(通話料が発生します)

【交通アクセス】



交通案内

1. 神戸市営地下鉄大倉山駅より徒歩 5 分
2. JR神戸駅及び高速神戸駅より徒歩 15 分
3. JR神戸駅前より神戸市バス 9 系統、110 系統もしくは、112 系統に乗車、大学病院前下車
4. JR神戸駅前よりタクシー約 5 分